

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年3月16日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例(平成17年3月25日京都市条例第106号)の施行期日は、平成21年4月1日とする。

(上下水道局総務部地域事業課)